

五 養成

1 義勇軍指導者として採用せられたるものは内地及現

2 内地及現地訓練中は手當月額概ね四十圓乃至百圓を

支給す。手當は從來の收入額、年齢、學歴、家族状況等を考慮して之を定む

3 内地及現地訓練中の食費（月二十圓程度）は自辨とす

4 渡滿に際しては旅費及支度料を支給す（任地其の他に依り百七十圓より二百三十圓迄）

5 渡滿に際しては旅費及支度料を支給す（任地其の他に依り百七十圓より二百三十圓迄）

6 訓練終了者の待遇

1 債給

所定の訓練を終了したる者は滿洲開拓青年義勇隊訓練本部職員として採用し、義勇隊訓練所に配属せしむ

2 債給

所定の訓練を終了したる者は滿洲開拓青年義勇隊訓練本部職員として採用し、義勇隊訓練所に配属せしむ

- (イ) 本俸 履歴を考慮し訓練本部に於て本俸額を定む
 在勤手當 勤務地に依り差異あるも、概ね本俸の十割乃至十五割を支給す
 (ロ) 妻子手當 同一戸籍内にある妻子に對し妻月額十圓、子供一人當月額五圓の手當を支給す。但し算へ年二十一歳以上の男子（修學中の者又は不具癪疾者にして自活能力なき者を除く）、他に勤務し又は收入ある業務に從事する者には支給せず宿舎其の他 渡滿後の宿舍は無料貸與す、食費（月三十圓程度）は自辨とする
 (ハ) 宿舎其の他 渡滿後の宿舍は無料貸與す、食費（月三十圓程度）は自辨とする
 (メ) 義勇隊訓練を終了したる時は義勇隊開拓團に移行し日滿兩國政府より開拓團指導員を嘱託せらる
 (農務課)

3 將來

義勇隊訓練を終了したる時は義勇隊開拓團に移行し日滿兩國政府より開拓團指導員を嘱託せらる

鳥取縣公報

昭和十八年六月三十日 水曜日

目次

○告示

- 昭和十八年度鳥取縣種馬検査・検定計畫 一頁
- 狩獵銃獵禁止區域 四頁

告示

昭和十八年鳥取縣種馬検定計畫（鳥取種馬所管内） 第二班

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第三百四十六號

種馬統制法施行規則第四十條ニ依ル昭和十八年ニ於ケル種馬ノ検定検査期日場所及區域左ノ通定メラレタリ

昭和十八年六月三十日

検査定期日	道府県	検査定期	區域	検査定期場所位置	検査定期区分
	道府県 （支廳）	市	町	村	
七月十九日	鳥取市	一	圓	鳥取市	因幡種付場
	郡美岩				
小浦	宇倍野				
東津	井村				
田富	村町				
村	大面成服				
	岩影器部				
	村村村				

七月二十一日		
--------	--	--

鳥

青大大谷和正町村	榮下大中上旭社倉小三三東泊北誠北條吉鹿朝德鄉	高氣郡
松美湖保穂山村村	西長由日灘高北矢山上南小鄉瀬良下手城谷送守鴨村村	

倉吉町構成東伯郡畜産組合

明ヶ二歳牝馬及明ヶ三歳以上牝馬ノ検定
優良種牝馬及明ヶ三歳以上候補優良種牝馬ノ検査

鳥

赤八浦下上古布庄町	御來屋村	成下上安以中山山村村
崎橋安鄉鄉	内村	西長由日灘高北矢山上南小鄉瀬良下手城谷送守鴨村村

名光蓬和德坂村	大淀宇高所田麗子村	赤八浦下上古布庄町
和德坂村	村	崎橋安鄉鄉

村村村村村村

七月二十四日		
--------	--	--

取

七月二十五日		
--------	--	--

郡野日	米子市	郡伯
黑福石坂榮見町村村 日多野里上村村	江米日尾澤光村村 二八溝部鄉口村村町	法手大尙賀五千石間國德野石 幡大勝間國德野石 圓

郡野日	米子市	郡伯
石見村種付場	米澤村種付所	幡鄉村種付場

大高村種付所

名和駒共同育成所

成美取村種馬內所

七月二十日

七月三十日

縣

上丹八若賀船
私比東櫻茂岡
都都都村村村町村村
國用智佐散國隼
英瀬頭治岐中
村町町村村村村

郡

船岡村
船岡家畜市場阿山上
昆緣村村

山

山上村
山上種付場明ヶ三歳以上牝馬ノ検定
優良種牝馬及明ヶ三歳以
上候補優良種牝馬ノ検査

◆鳥取縣告示第三百四十七號

狩獵法第十條ニ依リ左ノ通銃獵禁止區域ヲ設ク

昭和十八年六月三十日

鳥取縣知事 土肥米之

一 存續期間 自昭和十八年七月一日
至同二十八年六月三十日
一 目的 危險防止
一 面積 七七、三五五六ヘクタール

鳥取縣公報

昭和十八年七月六日 第千四百四十八號 火曜日

日次

○告示

- 昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算 一頁
- 砂糖配給團體指定 一頁
- 資源調査員任免 一頁
- 昭和十八年度後期甲種飛行豫科練習生徵募 一頁
- 被保險者証中無効 一頁
- 地方小麥粉配給機關指定 一頁
- 鮮魚介出荷計畫承認 二頁
- 糞糸業經營改善施設補助規程改正 二頁
- 甲種飛行豫科練習生募集 二頁

告示

○鳥取縣告示第三百四十九號

昭和十八年六月縣參事會ニ於テ議決ニ係ル昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算ノ要領左ノ通

昭和十八年七月六日

鳥取縣知事 武島一義

昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正
豫算 (\triangle 印減高)

歲 入

經 常 部

第四款 地方分與稅
第二項 配付稅六、四三
六、四三

○彙報

鳥取縣公報 每週五日發行(休日ニ當ル)

昭和十八年七月六日

(和和四年四月十五日)

一